

# 令和6年度介護報酬改定について

令和6年の介護報酬改定にて、居宅介護支援費(Ⅱ)の逡減制緩和措置の条件にケアプランデータ連携システムシステムの活用が盛り込まれることとなりました。下記のようなシミュレーションですと、1ヶ月約40,000円のメリットが生まれます。

## ■ 居宅介護支援費(Ⅱ)の緩和措置条件が変わります。

### 居宅介護支援費(Ⅱ) 緩和措置

**現行** ICT機器の活用 **または** 事務職員の配置

**改正** **ケアプランデータ連携システム**の活用 **および** 事務職員の配置

## ■ 逡減制適用の件数が変わります。

### 居宅介護支援費(Ⅰ) 緩和措置

**現行** 40件から逡減制適用

**改正** **45件**から逡減制適用

### 居宅介護支援費(Ⅱ) 緩和措置

**現行** 45件から逡減制適用

**改正** **50件**から逡減制適用

参考資料：「第239回社会保障審議会介護給付費分科会」資料より。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

同じ取扱件数でも居宅介護支援費(Ⅰ)か居宅介護支援費(Ⅱ)かで差額が生まれます

ケアマネジャー1人あたりの取扱件数が **50件**の場合

### 居宅介護支援費(Ⅰ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

$$1,411\text{単位}\times 44\text{件} + \underbrace{704\text{単位}\times 6\text{件}}_{45\text{件から逡減制適用}} \times 11.40\text{円/単位} = \underline{755,911.2\text{円}}$$

45件から逡減制適用

**差額**  
**約 40,000円**

### 居宅介護支援費(Ⅱ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

$$1,411\text{単位}\times 49\text{件} + \underbrace{683\text{単位}\times 1\text{件}}_{50\text{件から逡減制適用}} \times 11.40\text{円/単位} = \underline{795,970.8\text{円}}$$

50件から逡減制適用

※1 R6年度改定案における居宅介護支援費(Ⅱ・i)における要介護3から5における単位数  
(R6 1.22 社保審-介護給付費分科会 第239回 (R6.1.22) 参考資料2-1)

※2 R6.1.22時点の地域区分1級地 人件費割合70%の場合

契約更新に関するご質問・お問い合わせ先

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト

TEL 0120-584-708 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日は除く)

